

NEDO 懸賞金活用型プログラム/量子コンピュータを用いた社会問題ソリューション開発

NEDO Challenge, Quantum Computing “Solve Social Issues!”

量子ソフト参入者・異分野エキスパート応募要項

1 量子ソフト参入者・異分野エキスパート募集内容

量子技術の著しい発展に伴い、量子コンピュータのハードウェアも高度化が進んでおり実課題解決に足る能力を備えつつある。一方、量子コンピュータを用いたソリューションを開発できる量子人材は企業等で渴望されており、その発掘を行うことで、持続的に量子分野における国際競争力を高めていく必要がある。本事業では量子人材の発掘を目的として、量子ソフトウェアに関する基礎知識は無いが、将来の量子コンピュータ技術者となることを目指す人材を募集し、教育プログラムを実施する。

以下のいずれかに該当する人材像を募集対象として想定する。

- 量子ソフトウェアの知識はないが、プログラミングなどの情報技術等に深い知見を保有している人材
- 量子ソフトウェアの知識はないが、量子関連領域（量子コンピュータ、量子化学、量子通信、量子計測など）に深い知見を保有している人材
- 量子ソフトウェアの適用される課題領域（化学・素材、交通・物流、医療・製薬、金融、製造、通信・インフラ、バイオインフォマティクス、マテリアルズインフォマティクス）に関する深い知見を保有している人材
- 量子コンピュータ・ソフトウェアに強い関心を有しており、量子分野での研究開発の発展に寄与する高い意欲を持つ人材

2 スケジュール

- 募集開始日：2024年10月30日
- 募集締切日：2024年12月13日正午迄
- 結果通知：2025年1月上旬
- 本教育プログラム開始：2025年1月中旬
- 本教育プログラム終了：2025年4月中旬

3 応募者の資格

応募者は、以下に示す①～⑤を満たすこと。

- ① 応募者は以下のいずれかを満たす個人であること。

- 我が国の法人格を有する法人（民間企業、高校、高専、大学、研究機関等）に所属し国内に居住する個人であること。
- 我が国に籍を有する個人であること。
- ② 本教育プログラムを円滑に遂行するために必要となる **NEDO** の指示に従うこと。
- ③ **NEDO** 「懸賞金の交付等に関する規程」第 5 条（応募者の暴力団排除に関する誓約の事項（以下に記す）のいずれにも該当しないこと。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ④ 「補助金交付等停止措置」に該当中の研究者や機関ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者は **NEDO HP** 内に掲載されている者とする。

4 取消事由

応募者が次のいずれかに該当するときは、**NEDO** は応募を却下、応募資格を取り消すことができる。

- ・ 応募者が、法令等に違反したとき
- ・ 本教育プログラムに関する要件等に違反または不正を行ったとき
- ・ 応募者が第三者の権利を侵害している場合又は侵害する恐れがある場合（応募後に侵害となった場合を含む）
- ・ その他、**NEDO** が不適切と認めた場合

5 応募方法

応募希望者は、「3 応募者の資格」を満たしていることを確認し、事務局の指定する様

式に従って、期限内に指定された方法で申し込みを行う必要がある。

- 応募様式：下記の特設サイトに掲載された様式をダウンロードして記入すること
(原則日本語で記入すること)
- ・ <https://qc-challenge.nedo.go.jp/>
- ・ 教育プログラム応募申請書
- エントリー申請先：特設サイトに掲載された専用フォーム

6 募集に係る説明会の開催方法

募集に係る説明会の開催方法

- 開催方法：オンラインのみ
- 開催日時：2024 年 11 月中旬ごろ（1 時間程度）
- 事前申し込み：下記ウェブサイトより申し込み必要

<https://qc-challenge.nedo.go.jp/>

7 定員以上の応募があった際の対応

応募が本教育プログラムの定員（100 名程度）を超えた場合、提出書類から量子コンピュータを対象としたアプリケーション開発を学ぶ上で必要となる数学・情報に関する知識・技能、熱意、将来性を踏まえ、参加者をスクリーニングする。また、不足する情報がある場合には、必要に応じて事務局より問い合わせを行う。

8 その他必要な事項

- 結果通知に関しては詳細が決定し次第連絡する。
- 提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の目的以外に利用することはない（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く）。
 - ・ 選考・事業管理
 - ・ 後の事務連絡、資料送付等
 - ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成
 - ・ 事務局の外注先による運営支援
- 未成年者が応募する場合は、応募時に保護者の承諾書が必要となる。
- 本教育プログラムへの応募をもって、事業広報や記録のための写真撮影や情報公

開に承諾したものとみなす。なお、写真撮影や情報公開が難しい場合、事前の事務局への連絡により、可能な限り対応する。

- 本教育プログラムの参加者は **NEDO** が実施するアンケートに回答する。
- 応募者は、本応募要項の記載内容の全てを承諾したものとみなす。
- 本教育プログラムの内容に変更がある場合は、本教育プログラムの **Web** サイトへの掲載により通知する。
- 本教育プログラムで提供する資料、コミュニケーションは原則として日本語で行う。
- 本教育プログラムで学習環境・教材の利用にあたり必要となるインターネット環境及び電子デバイス（PC・タブレット端末等）は応募者自身で用意する。なお、インターネット環境及び電子デバイスはブラウザの閲覧、プログラミング、**Web** 会議が可能なものを用意する。
- 本教育プログラムの実施後に募集する懸賞金コンテストへの応募及び研究開発環境利用への応募には居住地等の別途定める利用資格が課され、所属の情報提供が必須となることに留意する。
- 本教育プログラムによる教育成果を高めるため、すべてのゼミに参加することを強く推奨する。なお、ゼミには人数制限があるため、応募者のゼミへの参加可否を鑑みてスクリーニングする可能性がある。

9 お問い合わせ

量子ソフト参入者・異分野エキスパート募集に関する質問を以下事務局あてのメールにて受け付ける。なお、連絡の際は、メールの件名に必ず「質問（NEDO Challenge_参入者）」と記載し、本文に「所属団体名」、「氏名」、「メールアドレス」を明記ください。

NEDO Challenge, Quantum Computing “Solve Social Issues!”事務局

メール：qc-challenge@nedo-challenge.jp

受付期限：2024年12月13日正午迄